

IV. イギリスの環境設計による 犯罪防止の概況と実態

1. Designing out Crime

イギリスの警察では、環境設計による犯罪防止 (Crime Prevention through Environmental Design=CPTED) は、「Designing out Crime=DOC」あるいは「Secured by Design=SBD」と呼ばれる。

このDOCあるいはSBDにおける建築学そして都市計画的視点からの実験的で重要な試みの大部分は1980年代の後半にブームとも表現されるほど集中し、その後はマニュアル化し完成の域に達した犯罪防止手法として警察の中の建築担当官によって実行されている (マニュアルPolice Architectural Liaison -Manual of Guidance-1997)。

なかでも代表的なのが、「12 Principles」(防犯に関する12原則) と呼ばれるもので、以下の12項目を防犯対策のマニュアルとして全国として実施する試みがなされた。

- 1.Target Hardening
 - 2.Target Removal
 - 3.Remove the means to commit
 - 4.Reduce the 'Payoff'
 - 5.Access Control
 - 6.Fomal Surveillance
 - 7.Natural Surveillance
 - 8.Employee/Staff Surveillance
 - 9.Environmental Design
 - 10.Rule Setting
 - 11.Increase chance of being caught
 - 12.Deflecting offenders
- (Adapted from Ron Clark'Situational Crime Prevention 1995)

この12原則はあらゆる犯罪に対応するようにつくられたが、しかし、この原則では限界があった。例えば、ある原則がある地域では通用しても、他の地域では、通用しなかったり、効果がなかったりした。これらの現象に関して、「なぜここでは効果があったのに、あちらではなかったか」という専門的な原因解析は残念ながらなされなかった。

こうした都市計画、及び建築学的視点からの犯罪防止への貢献は

新しい視点が加えられることなく、1990年代前半までの沈滞の状況にあったとも見られている。1990年代前半からは1980年代後半から始まった「Neighbourhood watch Scheme」いわゆる「近隣相互見守り活動」にブームは移った。

しかし、2000年時代を迎え、新しい動きが生じて再び「環境設計ルネサンス」の時代が生じつつあると言われる（Safer Neighbourhood Unit=SNU, Steve Osborn 12.02.2000）。

それは具体的には、以下の2～4の動きに認めることができる。

2. *Crime and Disorder Act 1998* —犯罪公共秩序法

(1) 法律制定の動き

新しい動きのひとつとして、犯罪防止法とも呼ぶことのできる「*Crime and Disorder Act 1998*」（以下犯罪公共秩序法と呼ぶ）の成立を背景とした警察、自治体、市民共同の「犯罪からの共同取り組み」の強化の進行が進んだ。

この背景には1980年代に、犯罪防止に関して、政府の介入から少しずつ各個人個人が犯罪防止に係わるべきで、各個人が責任を持つ、という時代の空気が生まれてきたことがある。

1984年、'Home Office Circular 1984,8'によって、地方自治体でも犯罪に関して責任をとるようにする、と定められ、地方自治体でも防犯に対して責任を持つ、という動きがあったが、うまくいかなかった。1980年代の後半になって、再度、犯罪に関して警察と自治体で責任をシェアしていこう、という流れが政府によって作られた。犯罪防止のためには地方自治体がリードしていかなければならない、という動きが出てきたのである。

そこで警察、自治体、市民共同の「犯罪からの共同取り組み強化」の目的のために成立されたのが、犯罪公共秩序法—*Crime and Disorder Act 1998*である。

(2) 実践方法

*Crime and Disorder Act*の内容としては、警察と地方自治体が犯罪防止に共同して責任を持つということが定めてある。どちらが責任の比重が重いというのではなく、あくまでも同等の責任である。

具体的な実践方法としては、まずは各部署の協力の元に現状調査を行う。警察と地方自治体、たとえば衛生安全課など、さまざまな課が協力し、犯罪統計、人々の防犯への要求を調査するのである。

この調査を基に、3年計画をたて、3年の間にその地域で犯罪発生率を下げるためにどのようなことをすればよいのか対策をたて、

実行するのである。

この法律の実践に関する、ある効果測定調査では、3年計画を通して、ある地域ではとても効果的な結果がでた。予想以上の結果を生み出すところもあったし、残念ながらそれほどでもない結果の地域もあった。(Martin Milburn, 3, 5, 2001)

効果があった地域では、地域の人々、政府の意見を聞いて、防犯対策をすることで防犯の効果が上がったといえる。

地域住民と自治体と警察の防犯対策に関するパートナーシップで大事なことは、色々な部署が協力しあい、人々が今どんな犯罪にありやすいか、という状況を、地域住民にきちんと正確に伝えることである。

このように防犯に対する責任をそれぞれがシェアすることは非常に重要なのである。

(3) 効果

Crime Disorder Act成立による効果は以下の3点がおもに挙げられる。

①情報の共有による対策、対応の即効性の強化

1970年代から1980年代まで、犯罪の発生率と、人々の警察への要求に比べ、警察の需要は低かった。このギャップを埋めるのは難しかったが、犯罪公共秩序法の成立で、警察以外の地方自治体も犯罪防止に力を貸してくれるということで、このギャップは縮まってきた。

②情報公開・各機関との連携

犯罪の実際の発生というのは、以前は警察内の極秘情報であった。しかし犯罪防止の為の、地方自治体や市民とのパートナーシップというものを考えたとき、やはり情報を公開していかないとお互いの協力体制は取れないということは明白になった。

「ただし、そうはいつでも警察も防犯という意味で、情報を開示することにはためらいがありました。しかし犯罪公共秩序法の成立後、地方自治体に対して情報を公開しなくてはならない、と定められ、公開するようになったのです。

お互いが情報を開示するようになって、以前は犯罪の情報といえば警察の統計だけだったのですが、それは本当に一部のかたよった情報であったことがわかってきました。」

(Martin Milburn 談)

2001年3月5日警察関係者を交えた都市防犯研究会にて)

パートナーシップを組むことによって、例えば保健課など、多方面から情報が入るようになり、警察の捜査ばかりでなく防犯対策に変化が出てきた。

例えば、病院には、暴力を受けて入院・通院している人がいるが、その人々がみんな暴力を受けたと警察に訴えているわけではない。病院からの情報というのも非常に防犯対策に貢献しており、警察統計だけの一部的な情報だけではなくもっと現実に則した情報が手に入るようになった。

③各地方自治体のCommunity Safety Officer

法律施行によって、警察内にある防犯課と同じような部署を、地方自治体自身が必要とし、それぞれの地域にあった形でCommunity Safety Officer（防犯課）をつくっていった。いまやイングランド、スコットランド、ウェールズの全ての地方自治体ではCommunity Safety Officeがある。

ただし、この法律施行以前に、警察と地方自治体自身は、歴史的な協力体制があり、警察の押しつけというのではなく、地方自治体自ら犯罪対策課創設の流れはあった。このように警察と自治体が責任を分かち合うというシステムは法律のみの功績ではない。しかし犯罪公共秩序法なしではこの急速な変化は非常に難しかったともいえる。

各自治体にも犯罪防止に関する部署ができたおかげで、犯罪や防犯について、人々が色々なところで意見を言ったり、アドバイスを求めたりできるようになった。たとえば、家を新築する際にセキュリティをどうすればよいのか、といったことに関して、気軽に地方自治体などに聞けるようになったのである。以前は、市民の全ての要求を警察が聞くことは難しかったが、現在では様々なセクションが協力して防犯対策にあたれることで非常に効率が良くなっている。

また、パートナーシップの確立によって、地方自治体が何らかの防犯対策を行う場合、必ず警察の上層部との話し合いがあり、互いに協議が図れることも犯罪防止効果をあげている要因のひとつである。

パートナーシップの活動に関して、資金は国から出るが、国がそれぞれのパートナーシップがうまく行っているか判断し、資金を出すか出さないか、増やすか減らすかをジャッジするのである。

3. 新しい組織的研究実施体制の構築

新しい動きの2つ目として、2000年の到来を契機として新しい研究、新しい視点を求めての組織的な活動が活発に成され始めていることがあげられる。1999年には、全国の建築担当官による「建築と犯罪防止の会議(1999 Architectural Liaison Officers and Crime Prevention Design Advisors Conference)」が持たれた。これによって、建築担当官の全国的な意見交換と、問題克服のための手法を検討する組織が形成された。

こうした状況を受け、同じ1999年には、警察だけではない外部の研究者も含む「環境設計による犯罪防止研究会(The Designing Out Crime Association=DOCA)」が発足し、組織と研究に深みが増したのである。

Closed Cul-de-Sac :
袋状街づくり。Oscar Newmanの「Defensible Space」で強調された「守りやすい街作り」の基本概念。こうした閉じた空間では、監視性も領域性も高く、極めて安全な空間が創出されると強調される。これに対し、Hillierらは、Space Syntax Theoryを考案しつつ、直線道路(Linear Street)の方が、袋状の街作りよりも遙かに安全であることを提示した。これに対し、実務家から強い反論がなされた。

そして、2000年2月には、首都警察で「犯罪と環境に関する検討会」が、内務省、大学及び研究所の研究者と実務家によって持たれた。この検討会(Academic Debate)では、これまで「犯罪と街作り」で一つの定説であった「袋状街作り(Closed Cul-de-Sac)」をBedfordshire警察本部の建築担当官と一緒に否定する研究を発表したロンドン大学のBill Hillier教授も参加し深い討論を行った(Building Design.02.2000)。結論はでなかったものの、こうした会議が重ねられることで、これまでの停滞した建築学そして都市計画からの「犯罪と環境との関わりに関する実務的アプローチ」に、「環境設計ルネッサンス」とも呼ばれる時代の到来が予感されている。

4. 環境設計による犯罪防止の推進

(1) 基本指針

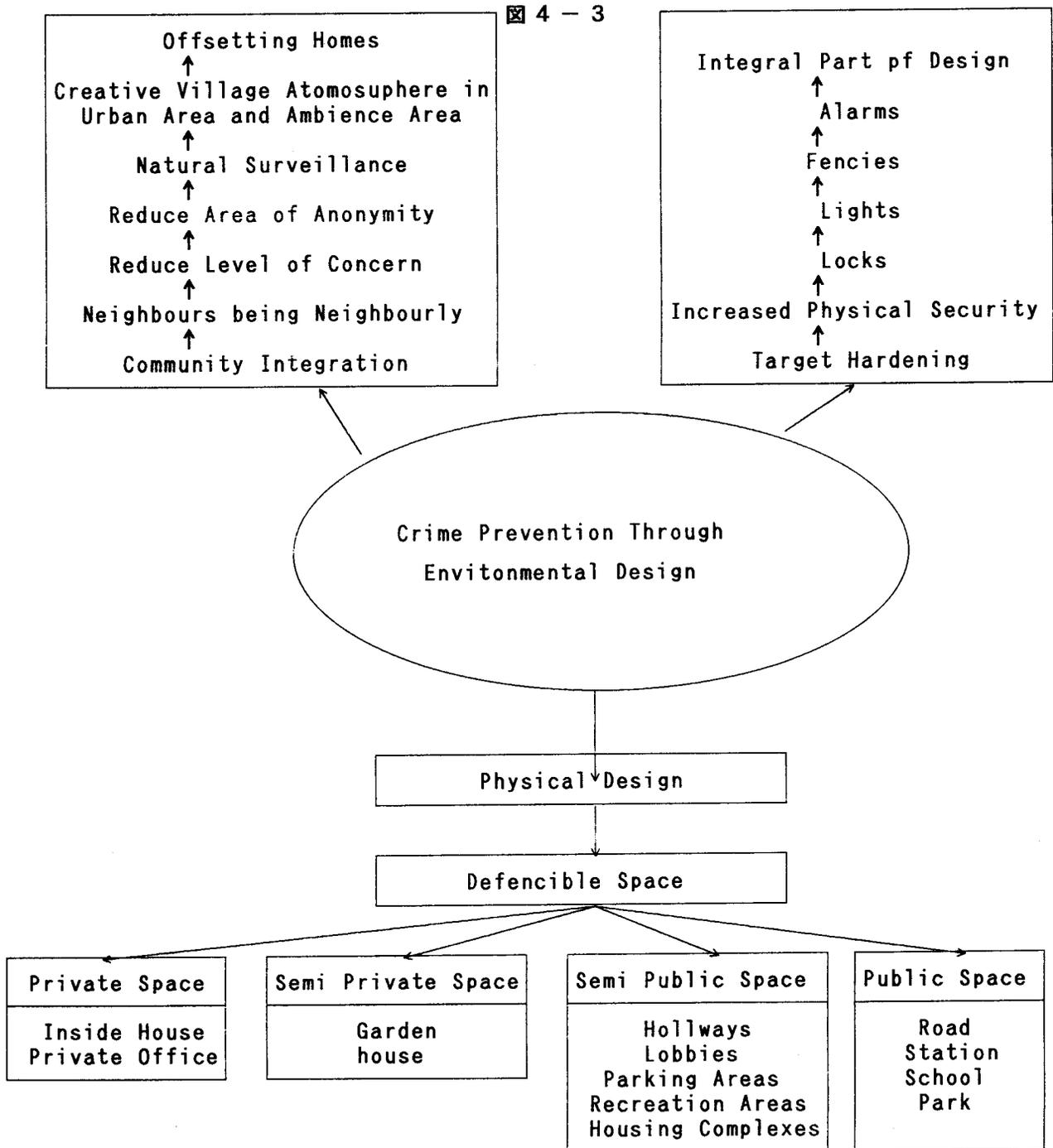
犯罪が起こるには以下のような3つの条件がある。

- ① 動機づけられた犯罪者
- ② 監視者のいない状況
- ③ 望ましいターゲット

環境設計による犯罪防止の基本目的は、いうまでもなく犯罪そのものの防止(Reduction of Crime)そして犯罪に遭遇するのではないかという不安感の除去に置かれている(The Secured by Design Award Scheme 1999)。それとともに、2と3の状況を減らす、あるいは改善することで、1の動機づけられた犯罪者を

減らすこと、この概念がCPTEDの基礎でもある。

例えば、実際にこの環境設計による犯罪防止を進めている建築担当官は、図4-3に見るように「環境設計による犯罪防止」をデザインしている。



即ち、大きくは

- ①市街地空間や家屋の物理的デザイン
- ②被害者の強化
- ③地域社会の統合

の3つの柱から環境設計による犯罪防止は成り立っている。

より正確にいうならば、イギリスの「Designing out Crime=DOC」あるいは「Secured by Design=SBD」という犯罪防止手法は上記①～③によって成り立っているということである。

特に、③の地域社会の統合という側面は、犯罪防止は最終的に「人間の集まりでのみ達成される」ということを強調するものであり、重要な意味を持つものである（SNU.Steve Osborn.18.2000）。

（2）CPTEDの6原則

CPTEDの6つの大原則としては以下の6点が挙げられる。

①監視性

ビルの設計や配置は監視性の行き届くものにしなければならない見晴らしのよい場所は犯罪率が低い。こういう監視性は警察のパトロールよりは効果がある。

②近隣監視

人々が自分たちがどんな場所に住んでいるのか把握することが犯罪防止には重要である。住民自らが居住地域の防犯に共同責任を持つということ、この近隣監視は犯罪防止に非常に効果がある。

③公共、私的空間概念

イギリスではプライバシーというものがとても尊重されてきたのでさまざまな議論があり、監視性が犯罪防止に効果的だといわれるがしかし、全てにおいて効果的だとは言えない。防犯に関して、公共空間と私的空間を分けるというのが犯罪防止に重要。

④潜在的な隠れ場所

塀、植木など隠れやすい。人々のくらしには満足が得られるが、犯罪者には隠れ場所を提供している。建築家、警察官、プランナーの間で、見た目は良いが、犯罪率をあげるのではないか、などの議論がなされる。

⑤包括的アプローチ

CPTEDによって犯罪率は低化させたが、これは注意しなくてはならない。たとえば、建物のロックなどのセキュリティに関して、自分

たち自身で責任を持たなくてはならないということを人々に常に意識してもらわなければならない。

⑥ 協調的なアプローチ

犯罪防止の責任を建築家、プランナー、警察官、そして地域社会が分け合う、共用するということ。

かつて'Secured by Design'の防犯基準のような、それぞれの地域にあわせないで無理矢理ひとつのものを当てはめるものではなく、色々な地域の状況を踏まえてアプローチすること。

(3) 犯罪防止の担い手

英国ではCPTEDなどの概念の実施と犯罪防止の役割を以下の3者がおもに担っている。

- ① Crime Prevention Officer
- ② Crime Reduction Officer
- ③ Community Safety Officer

イギリスの犯罪防止システムはこの三者によって構成され、三者のコンビネーションによってなされている。

これら三者のそれぞれの役割は以下の通りである。

① Crime Prevention Officer

犯罪に遭遇する機会の削減

物理的かつ具体的なアドバイスをおもに行う

防犯に効果的な鍵、アラームシステム、セキュリティシステムなど。

② Crime Reduction Officer

物理的な防犯についてに加えて犯罪者への対応

CROは、現時点への対策もちろん行うが、むしろそれより長期的な対策を検討。

③ Community Safety Officer

物理的な防犯について。加えて地域住民への支援や専門的な意見。

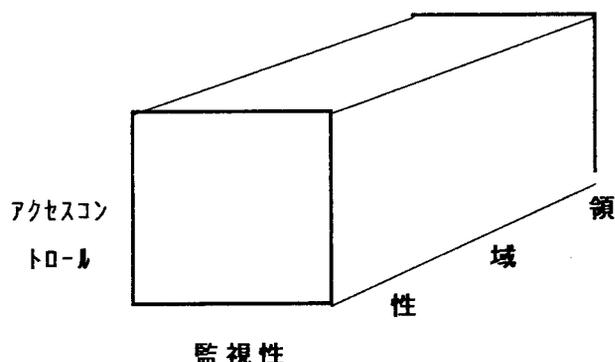
実際にどのようなことをすれば犯罪に会わずに済むか、防げるかと言うことを直接住民に対して話す。

(4) 具体的方針

以上の様な基本方針に従って、環境設計による犯罪防止は、具体的空間操作の方針を持つことが求められる。

警察本部長協会（ACPO）が発表した具体的な基本方針は、大きく①監視性、②アクセス・接近コントロール、③領域性の3軸から成っている（図4-4）。

図4-4 環境設計の構成3軸



①の監視性は、さらに自然監視性、公的監視性、準公的監視性に別けられる。

②のアクセス（接近）コントロールは、普通の市民のアクセスと不審者のアクセスの問題に分けられる。

③の領域性は、階層性と非階層性に分けられる。つまり、小さな均質な単位としてのコミュニティを作るのか、それとも雑居性が高いコミュニティを作るのかということである。

これらの3軸の目的は、ともかく①匿名性（Anonymity）の除去、②不審者の接近路さらに重要なのは不審者に好都合な逃走路（Alternative Escape Routes）の除去、逆にいえば被害者が不審者の接近から回避可能な空間（街路）の確保、③監視性（Surveillance）の絶え間ない確保、に置かれている。

以上に述べたコンセプトは、公共・準公共空間と私的空間によって、それぞれ具体的に強調されるものが異なって来る。

例えば、個人住宅では、玄関扉、窓、鍵、警報装置などが形状、性能、取付位置などについて、英国基準協会が定めた基準（BS）を基本にしながらかつACPOでマニュアル化して定められている（The Secured by Design- New Homes- .16.2000, Internet Information）。

建築担当官は、このマニュアルに従い、かつ個々の建築物の形状、隣家との関係を考慮して犯罪防止から最適な環境を作り上げるように設計して行くのである。

5. CCTVの設置

(1) CCTV導入

1998年以降のこの試みによって、三年を経てやっと犯罪率の減少などの効果が見られてきた。

この法律の成立による警察、自治体、市民共同の取り組みの強化とともに、犯罪率減少の大きな要因としてあげられるのが、CCTV (Closed Circuit Television) の市街地空間への急速な導入であった。CCTVの導入はそれまで犯罪の爆発的な多発化にあえいでいた都市部の状況を安定化させる役割を果たした。

このCCTVをいかに効果あるものとして市街地空間あるいは住宅や企業建築物に設置し作動させるかという点が、イギリスの環境設計、すなわちDOCあるいはSBDにおけるきわめて重要な課題となり、それと同時にDOCあるいはSBCの見直しが始まった。

またCCTVだけでなく、同時に進行しているアラーム、アクセスコントロールの機器や、システムの発達と展開に際してもDOCあるいはSBDの必要性が強調され、従来の建築学や都市計画だけではない視点からの「犯罪と環境のかかわり」に関する取り組みが始まっている。

(2) CCTVの設置と公共区間のプライバシー

英国では犯罪防止、犯罪率の減少のために公共空間には殆どCCTVが設置されている。

そのおかげで公共空間での犯罪率は確かに減少した。

「公共空間にカメラを設置することに関して、初めのうちは人々にも抵抗がありましたが、政府がかなり資金を投入し、イギリスのあらゆる都市にCCTVを配置してしまったので人々はしぶしぶ受け入れることになりました。それによってか、英国人はCCTVに比較的慣れており、あまり気にしていないように見えます。しかし、ヨーロッパには人権法があり、これによって、全ての場所にカメラをおいてよいということではなくなってきました。

ただし英国では公共空間にカメラを設置するのはあくまでも政府の強制ではなく、推奨する、という形で設置していくのです。」

(Martin Milburn 談)

2001年3月5日警察関係者を交えた都市防犯研究会にて)

(3) CCTV設置の過程

まずは配置する場所の犯罪危険率を見て、犯罪の種類、発生場所などを分析する。その結果を踏まえ、その場所にカメラを設置する目的をはっきりと明確にすることが第一である。

CCTVの設置にはおもに2つの目的がある。

① Prevention - 防止

② Detection - 防犯

それぞれの目的によってカメラの種類も変わり、カメラの配置場所とカメラの数も変わってくる。

(4) 設置事例

— 駅構内に設置する場合の意思決定 Decision Making の過程 —

駅の防犯は、駅のオーナー（鉄道は全て民間会社）、警察、地方自治体のコンビネーションによって行われる。警察と自治体が共同責任の元に犯罪防止を行うのである。

まず、警察と地方自治体が犯罪が最もおきる場所 'Hot spot' を明確にする。犯罪発生数、発生場所、犯罪の種類などをまず調査し、その結果によっては、駅というものが犯罪率が高いということ、駅構内の、どこのポイントで犯罪がおこるのか、CCTVをつければ犯罪が減る、ということを経営者のオーナーに説明するのである。

「警察、地方自治体、駅の3者の協力によって犯罪発生を防ぐという体制を作ることがまず重要と言えます。

この際に一番重要なことは、CCTVを駅に設置したときに、住民がどう思うかを一番考慮しなくてはならない。たとえば駅の周辺で犯罪率が高いということが実証できれば、周囲の住民などもCCTVの設置に協力するのです。」

(Martin Milburn 談)

2001年3月5日警察関係者を交えた都市防犯研究会にて)



写真 CCTV-キングスクロス

この共同作業も先の犯罪公共秩序法によって、協力体制が取りやすくなったといえる。

ちなみに、公共の道路の場合は地方自治体が責任をもって設置を行う。

CCTVを設置する際には、店舗主や住民などに、CCTVの設置の必要性と、これが最善の方法であるということを明確にするということ、それから人々にカメラに見られているということを説明することが非常に重要である。

(5) CCTVの効果測定と予算

CCTV設置の資金は全て国の予算から出ている。地方自治体がCCTVの設置のための予算を気にする必要はない。年間数千ポンドから6,7千ポンドの予算だが、市民は、CCTVの効果を知っているので、この税金の使われ方に関しては、犯罪が防止できるということで、文句は言わない。

ただし、必ず、CCTVを設置した場所の効果測定をする。効果測定とともに、犯罪の質、防犯カメラの設置位置などを考慮して予算を決める。

(6) CCTVの維持

例えば、タウンセンターなどにCCTVを設置することで、万引き被害の減少など非常に効果があったのだが、設置よりも難しいのはそれを、効果を保つように維持していくことである。人々がカメラがあることに慣れてしまい、平気で犯行を行うケースが増える場合もあるのである。

また、CCTVを設置することで犯罪発生場所が移動してしまった、ということもある。センターの半分につけたら、残りの設置していない半分の場所で、たとえば万引きなどの被害が増加してしまったのである。犯罪の移動ということを考えてカメラは設置しなくてはならないのである。

カメラ設置当初、人々はカメラをつければ犯罪はなくなる、と過信していたのだが、それは決してそうではなくて、何か対策を取る、という行為自体が大事なのである。

例えばカメラを設置した場所で犯罪が起こり、しかし、その犯人を捕まえられなかった、などということになると、結局カメラの効果がないのではないか、という認識が広がってしまうので、見つけたものは逮捕する、ということが大切である。

カメラに犯罪が映ったときに、どう対処するのか、誰が責任を負うのか、ということを確認しておかないと、カメラをつけている意味がなくなる。これが、CCTVを設置したいという人に対して第一に説明することである。

(7) CCTV設置に関する警察の役割の変化

数年前まではCrime Prevention Officerはカメラに関するテクニカルなアドバイスが求められていた。どのようなタイプのカメラがいいのか、そのカメラはどのような性能を持っているのか、というような、どちらかというテクニカルなアドバイスが求められていた。

現在はそうではなくて、どちらかというところ、どこに設置したらよいか、どういう目的で置くのか、ということがCPOに求められている。警察はテクニカルなことだけがわかっているだけではなく、どこに置けば効果があるのか、という知識も求められている。